

郵便等による不在者投票も変わります

郵便等投票の対象者の拡大

介護保険の被保険者証に「要介護5」であると記載されている人も、新たに郵便等による不在者投票ができるようになりました。

郵便等による不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

ただし、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。

郵便等投票における代理記載制度

投票用紙に候補者などの氏名を自分で書くことができない選挙人でも、選挙管理委員会に届け出た者に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

対象となる人

郵便等による不在者投票の対象者で、さらに次の要件に該当する方です。

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が1級
- ・戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

代理記載投票をするための申請

代理記載投票を行うためには、郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票ができる者である旨の記載を受ける必要があります。

郵便等投票証明書に、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて、選挙管理委員会へ申請（署名不要）してください。

代理記載人となるべき者の届出

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」の届出が必要です。選挙管理委員会

に郵便等投票証明書と、代理記載人となることの同意と選挙権を有する旨を代理記載人が署名した「同意書及び宣誓書」を添えて届け出てください。

郵便等投票証明書の交付と代理記載投票該当者の証明を併せて申請すること、および代理記載人となるべき者の届出を同時に行うことができます。

代理記載の注意

「投票用紙等の請求書」と投票用封筒には必ず代理記載人の署名が必要です。代理記載人は、投票用紙に選挙人が指示する候補者名を記載してください。選挙人が指示する候補者名を記載しなかった場合には、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられます。

郵便等による不在者投票の投票手続

